

---

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第 3、議案第 38 号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 38 号は、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 新田徳彦君 説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5 番（藤井 要君） これはいいことだと思っております。いいことですが、これは、松崎の今回、なった場合、対象者はどのくらい助かるといったらあれですが、いますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 現在、仮算定中でございますので、あくまでも推計というような形で、平成 28 年度の被保険者所得で算出をしてみました。

そうしたところ、基礎課税額の医療給付分につきましては、21 世帯で約 61 万円ほど、後期高齢者支援金等分につきましては、38 世帯で 93 万円ほど、それから、介護納付金分につきましては、14 世帯で 26 万円ほどということで、合せて 180 万円ほどが増収、国保財政に対しては増額になると推計をしております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 38 号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9 時 3 8 分）

---